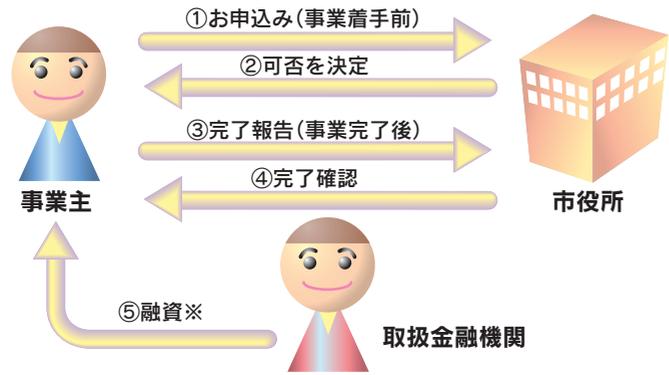


設備投資支援制度(産業振興資金等)のお申込みからご融資まで



お申込み

……事業着手前に、申込書に建物・設備の見積書、図面、企業の概要等の必要書類を添えて産業政策課へお申込みください。

可否を決定

……産業政策課で事前調査をおこない、ご融資の可否を決定し通知します。

完了報告

……事業が完了しましたら、完了届に対象事業の支払にかかる証明書(請求書等)全てを添付し産業政策課へ提出してください。(建物新設等の場合は確認済証、検査済証も添付してください。)

完了確認

……産業政策課で事業の完了を確認し、取扱金融機関へご融資の実行を依頼します。

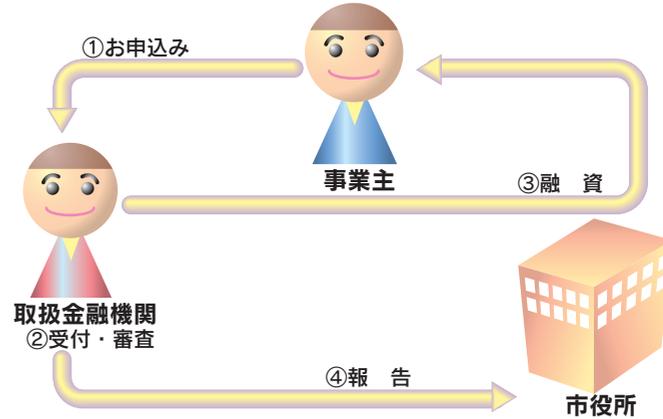
融資※

……取扱金融機関から融資が実行されます。(別途、各取扱金融機関所定の手続きが必要となります。)

※申込書提出の際に市指定の「資金計画書」をご提出いただくことにより、完了確認前であってもご融資の実行が可能となる場合があります。詳しくは産業政策課までご相談ください。

(注) 市で申込書が受理されても取扱金融機関の審査の結果、お申込みどおりの決定とならない場合もありますので、ご了承ください。

経営安定支援制度(中小企業振興特別資金等)のお申込みからご融資まで



お申込み

……融資申込書を記載の上、取扱金融機関に直接お申込みください。(別途、各取扱金融機関所定の書類の提出が必要となります。)

受付・審査

……取扱金融機関の審査の上、融資の可否が決定されます。

融資

……取扱金融機関から融資が実行されます。

報告

……取扱金融機関から、融資の内容について産業政策課に報告があります。(事業主から産業政策課への報告は必要はありません。)

HPはこちらから



市ホームページでは最新情報を掲載しています。
※パンフレットは、令和8年4月1日現在の情報となっています。

令和8年4月1日現在

このパンフレットは再生紙を使用しております。

中小企業のみなさまへ

金沢市の融資制度のご案内

令和8年度



金沢市経済局 産業政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL:220-2204 FAX:260-7191
E-mail:sansei@city.kanazawa.lg.jp

中小企業・小規模事業者総合応援窓口

専用ダイヤル TEL:220-2108
窓口開設時間：平日9:00~12:00 13:00~17:00

金沢市中小企業融資制度

中小企業者(個人事業者を含む)向けに、金融機関と協調し、経営状況・用途に応じた各種制度融資を用意しています。

☆設備資金、運転資金と用途に応じた制度があります。

☆中小企業振興特別資金等を利用することにより、ケースによっては既往融資の借換ができます。(本市融資制度の借換に限ります。)

ご利用いただける方

■市内でお申込みの日まで引き続き、1年以上同一の事業を営んでいる中小企業の方

(市内で事業の創業を計画しているか、創業して1年未満の中小企業の方は中小企業創業者支援資金をご利用いただけます。)

■市税を完納している方

■信用保証協会の保証対象業種の方

■十分な償還能力を有する方…等々

(担保、連帯保証人については、取扱金融機関の定めるところによります)

中小企業者の定義 (中小企業信用保険法第2条)

業種	資本金	従業員数
製造業 (建設業、運送業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品業 製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業 (飲食業を含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主とする法人	-	300人以下

令和8年度 金沢市中小企業融資制度一覧表

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率（固定金利）が適用されます。
最新の利率は、市ホームページでご確認ください。 ホームページはこちら



制度名	融資対象事業等	融資対象者	融資限度額 (1企業・1組合)	返済期間 (据置期間)	返済方法	担保・連帯保証人	取扱金融機関	融資申込・受付先	
設備投資支援制度	産業振興資金	店舗、事務所、工場（工業地域内）、福利厚生施設などの新增設、改造、取得ならびに関連設備の設置	中小企業者 および組合	1事業 1億円 (対象経費の3/4以内)	13年以内 土地付15年以内 (ほかに1年以内)	元金均等償還	金融機関の定めるところによります	商工中金 北國銀行 北陸銀行 福井銀行 富山第一銀行 金沢信用金庫 はくさん信用金庫 の共栄信用金庫 興能信用金庫 石動信用金庫 金沢中央信用組合 石川県医師信用組合 三井住友銀行 みずほ銀行	随時受付 産業政策課 ☎(220)2204 公害防除資金 環境政策課 ☎(220)2304 地球温暖化対策資金 ゼロカーボンシティ推進課 ☎(220)2507
	ホテル・旅館等	ホテル、旅館、料亭、組合共同施設の新増設、改造、取得ならびに関連設備の設置		同上 (特認2億円)	同上				
	公害防除	事業所から発生する公害を防除するための施設の設置および土壌汚染対策	中小企業者	1事業 1億円 (対象経費の9/10以内)	10年以内 (ほかに1年以内)				
	企業立地促進資金	特定事業所、高度技術工場、製造工場等（特定地区内）、流通業務施設の新増設、取得	企業者 (製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業など)	1事業 5億円 (対象経費の3/4以内)	15年以内 (ほかに1年以内)				
	中心市街地活性化事業資金	中心市街地への出店および市街地再開発ビルへの出店	事業認定を受けた 中小企業者および組合 (小売業、一般飲食店など)	1億円	13年以内 土地付15年以内 (ほかに1年以内)				
	ものづくり推進資金	次の本市補助事業の認定を受けた新製品開発にかかる関連設備の設置 ○新製品開発・改良促進事業補助金 ○金沢かがやきブランド認定製品開発奨励金	中小企業者 および組合	1事業 2千万円	10年以内 (うち1年以内)				
	伝統産業工房等整備資金	伝統工芸品を制作するための工房の整備ならびに工房で使用する設備機器の設置	伝統産業従事者	1事業 2千万円 (対象経費の3/4以内)					
地球温暖化対策資金	地球温暖化の防止に資する施設等の整備や低公害車の導入	中小企業者 および組合	2千万円						
経営安定支援制度	中小企業振興特別資金	経営安定のために必要な事業資金	中小企業者 および組合	4千万円	7年以内 (うち2年以内)	元金均等償還	金融機関の定めるところによります	随時受付 取扱金融機関	
	中小企業振興特別資金 (物価高騰緊急対策分)	物価高騰の影響を受けている事業者の経営安定のために必要な事業資金		5千万円	10年以内 (うち3年以内)				
	中小企業振興特別資金 (能登半島地震支援分)	令和6年能登半島地震により、直接被害または売上高等の減少の影響を受けている事業者の経営安定のために必要な事業資金		5千万円					
	中小企業振興特別資金 (米国関税措置対策分)	米国関税措置により、売上高等の減少の影響を受けている事業者の経営安定のために必要な事業資金		5千万円					
	緊急経営安定特別資金	セーフティネット関連保証（信用保険法第2条第5項）による経営安定のために必要な事業資金	セーフティネット関連保証を受ける 中小企業者 および組合	5千万円	10年以内 (うち2年以内)				同上 (信用保証必須)
	緊急経営安定特別資金 (原油価格高騰対策分)	信用保険法第2条第5項第5号(ロ)による経営安定のために必要な資金		5千万円					
	緊急経営安定特別資金 (能登半島地震支援分)	信用保険法第2条第5項第4号（令和6年能登半島地震の影響）による経営安定のために必要な資金		5千万円					
	中小企業創業者支援資金 (スタートアップ臨時支援分)	創業のためもしくは創業後の経営安定のために必要な事業資金	創業を回り又は創業して 1年未満の中小企業者	2千万円	10年以内 (うち1年以内)				金融機関の定めるところによります
	中小企業創業者支援資金 (若者・女性起業家重点支援分)		40歳未満の者もしくは女性で、創業を 回り又は創業して1年未満の中小企業者						
中小企業者季節資金	季節的な資金需要に対応するために必要な短期事業資金	中小企業者 および組合	1企業 6百万円 1組合 1千万円	6ヵ月以内	元金均等償還 または一括	夏季資金 6月～8月 年末資金11月～12月 取扱金融機関			
県市協調制度	小口零細融資（零細分）、小口融資（一般分、当座貸越分）の取扱いについては、金沢商工会議所（☎(263)1161）または森本商工会（☎(258)0276）までお問い合わせください。								